アートマスターズ会員入会申込書 法人用

株式会社 アートマスターズ 御中

この度、貴社主催のオークション、その他売買に関わる内容に参加するためにアートマスターズ会員として申込みをいたします。 申し込むにあたり、『個人情報の取扱いについて』を受け取り、本申込書裏面記載のアートマスターズ会員規約の内容を理解した上、同会員規約および別途定める規約、細則を遵守することを誓約いたします。

また、同会員規約に定める反社会勢力に該当しないことを表明いたします。

なお、同会員規約またはその他の規約、細則に違反すると判断された場合は、いかなる処分裁定にも異議を申し立てません。

なる、PU公具がからないは、CV/EV/がから、神界で建及すると刊的で4Vに参り	申込日: 年 月 日
フリガナ 御法人名	印
フリガナ 代表者名	役職
フリガナ	携帯 ()
章 登記上 御住所	TEL () FAX ()
適格請求書発行事業者番号 取得 無 ・ 有 ⇒ 番号	THE ()
E-mailアドレス 取引銀行口座	号 口座名義人
■資料等送付先(上記とは異なる場合のみご記入くだる フリガナ 御住所 〒	携帯 () TEL () FAX ()
フリガナ 担当者名	性別 男・女 年 月 日生 ()歳
身分証明書写し添付欄	 年会費についてのご案内 年会費についてのご案内 年会費 1年会員 16,500円 (税込) 3年会員 46,200円 5年会員 71,500円 ※1.請求書、領収書をご入用の場合は、弊社経理部へご連絡ください。 2.入会申込後に入会を辞退される場合は、ご返金いたしかねますのでご了承ください。 3.翌年以降の年会費は、ご指定口座からの自動引き落としが可能です。 詳しくはお問い合わせください。 裏面の会員規約を必ずお読みください。 お振込先 三井住友銀行 大阪中央支店 (普通)2588422 池田泉州銀行 本町支店 (普通)0181141 みずほ銀行 四ツ橋支店 (普通)1015494 静岡銀行 大阪支店 (普通)0095949
会社使用欄	担当 受付 会計 承認

会社使用欄 担当 受付 会計 承認

ご不明な点がございましたら、下記までご連絡をお願いいたします。

本社

〒534-0021 大阪市都島区都島本通3-12-12 Tel (06)6924-6001 Fax (06)6924-6004 東京支店

〒105-0013 東京都港区浜松町2-1-13

Tel(03)6402-4700 Fax(03)6402-4701

芝エクセレントビル5階

株式会社アートマスターズ

URL https://www.artmasters.co.jp e-mail info@artmasters.co.jp 株式会社アートマスターズ(以下、「当社」といいます)は、次のとおりアートマスターズ会員規約(以下、「本規約」といいます)を定めるものとします。

第1条(目的及び適用範囲)

当社は、当社が主催するアートマスターズオークション(以下「オークション」といいます)、その他の美術関連情報サービス(以下「サービス」といいます)を通じて、美術品・宝飾品・コレクターズアイテム等(以下「作品」といいます)の流通の促進、活性化を目的とし、当社に登録された会員(以下「会員」といいます)である購入者(以下「購入者」といいます)と会員である出品者(以下「出品者」といいます)間の作品の売買を仲介する取引市場および美術関連情報を提供します。

- 2. 会員は、オークション参加もしくはサービスの提供を受けるに当たり、本規約、当社が別 途定めるアートマスターズオークション利用規約および他の規約等を遵守しなければなり ません。
- 3. 本規約は、会員と当社間におけるあらゆる関係に対して適用されます。

第2条(特別契約)

当社は、業務上必要なときは、会員と特別契約を定めることがあり、その特別契約が本規 約に定める条項と抵触する場合は、その特別契約条項を優先して適用します。

第3条(権利または地位の譲渡禁止等)

会員は、本規約に基づいて取得した権利、地位を他に譲渡、貸与または担保に供する等の 行為を行うことはできません。

第4条 (責任の範囲)

当社は、本規約に当社が責任を負わないことが定められている場合には、いかなる理由があっても、損害賠償の義務を負いません。また、当社に責任があることについての立証責任は請求者が負うこととします。

2. 当社は、損害が天災地変、戦争、動乱、核燃料物質あるいは争議行為に起因する場合には、 一切の損害賠償の義務を負いません。

第5条(裁量権)

当社は、1ヶ月前までに告知することによりいつでも当社の都合により、オークション、その他のサービスを廃止、休止することができます。

第6条(当社の地位の承継)

当社は、会員の別段の承諾を得ることなく、本規約上の当社の地位を第三者に承継させる ことができるものとします。ただし、この場合、当社は当該第三者の名称および承継する時 期を当社が適当と認める手段により、事前に会員に通知することとします。

第7条 (規約の改定)

当社は、当社の裁量により本規約を改正、変更、追加または削除(以下、「変更等」といいます)することができるものとします。なお、変更等する場合は、事前に規約を変更等する旨、変更等後の本規約の内容およびその効力発生日を通知もしくは当社ウェブサイトで掲示することにより周知するものとします。

第8条(入会申込)

入会希望者は本規約を承諾の上、当社所定の手続きにより入会を申し込まなければなりません。なお、未成年者、成年被後見人、被保佐人または被補助人は、それぞれ親権者、成年 後見人、保佐人または補助人の同意がない場合は入会申込が出来ないこととします。

第9条 (入会の許否)

入会の許否は当社の専権に属するものとし、当社は、当社の裁量により入会を認めないことが出来ることとします。

2. 入会申し込みの許否の理由について当社は開示いたしません。

第10条(会費)

会員は当社所定の年会費を支払うものとします。一度支払われた年会費は原則として返金されません。

第11条(会員番号「ID」)

会員には各会員の識別および各種の通知のため、当社から会員番号(以下「ID」といいます)が発行されます。

- 2. I Dは、各会員に固有のものであり(従って、相続の対象とならない)、会員はこれらを自己の責任で適正に管理するものとし、当該 I Dを第三者に譲渡または貸与しあるいは開示もしくは漏洩してはいけません。
- 3. 会員は、自己の I Dが第三者によって不正に使用されたことを知った場合あるいは不正に使用されるおそれが生じた場合、直ちに当社にその旨を連絡しなければなりません。
- 4. 前2項あるいは I Dの失念したことなど管理不足から生じるあらゆる不利益は、当該会員 に帰するものとし、当社は何らの責任を負いません。

第12条(届出)

会員は、当社所定の様式により次の各号に定める事項を本人確認書類提示のうえで当社に届け出なければなりません。

- (1) 氏名 (法人の場合は商号および代表者名、個人事業主の場合は屋号含む)
- (2) 住所
- (3) 生年月日(法人の場合は除く)
- (4) 職業および勤務先(法人の場合は除く)
- (5) 適格請求書発行事業者の登録有無およびその番号
- (6) その他当社が定める事項
- 2. 会員は、前項により当社に届け出た事項に変更があった場合、速やかに当社所定の手続きによりこれを届け出るものとします。この届出を怠った場合もしくは遅れた場合に、本規約に基づく支払いまたは購入した作品の配送の遅延、その他の事故の責任は会員の負担とします。また、当社は、当該届出があったときは、内容の事実を証明する書類の提示を求めるこ

とがあります。

- 3. 会員は次の各号のいずかれ定める事象が生じた場合は、速やかに当社に届け出なければなりません。
 - (1) 仮差押、差押、競売、破産、民事再生手続開始、会社更正手続開始または特別清算開 始等の申立てがあったとき
 - (2) 成年被後見開始、被補佐開始または被補助開始の審判がなされたとき
 - (3) 小切手または手形の不渡りが発生したとき
 - (4) 公租公課の滞納処分を受けたとき

第13条 (会員に対する処分)

会員が次の各号のいずれかに該当した場合、当社は何らの通知を要しないで当該会員に対し、オークション利用資格の取消または会員資格抹消など当社が必要と考える措置をとることができることとします。

- (1) 本規約に定める条項に違反した場合
- (2) 入会時または入会後に虚偽の届出をした場合
- (3) 他の会員の I D 等を使用してオークションを利用した場合
- (4) オークションにおいてさくら行為をした場合
- (5) オークションにおいて自らの出品作品に入札した場合
- (6) 当社、他の会員または第三者に対し迷惑または不利益を及ぼすか、オークションその 他の美術関連情報サービスに支障を生じさせる行為あるいはそのおそれのある行為 を行った場合
- (7) 当社、他の会員または第三者を誹謗中傷する行為やその業務を妨害した場合
- (8) 仮差押、差押、競売、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始または特別清算開 始等の申立てがあった場合
- (9) オークションその他の美術関連情報サービスの利用上で知り得た当社、他の会員また は第三者の公知でない情報を漏洩した場合
- (10) その他法令に抵触する行為または当社が不適当と判断する行為を行った場合
- (11) 会員が、年会費の支払を支払期日より1ヶ月以上遅滞した場合
- (12)会員届出の連絡先に対して当社が連絡を試みてから、1ヶ月を経過しても連絡が不能であった場合
- (13) その他、当社との間に信頼関係を著しく害する行為を行った場合
- 2. 前項により会員資格を取消または抹消となった場合、会員の有効期間に残余があるとして も残余期間に相当する会費は返還されません。
- 3. 前項の措置により会員およびその他の第三者に損害が生じても、当社は何らの責任を負いません。

第14条(会員資格喪失)

会員は、退会の申し入れを行い当社指定の退会届を提出したとき、または会員資格の有効 期間が終了したときに、会員資格を喪失します。

2. 前項に基づき会員が退会届を提出した場合、会員の有効期間に残余があるとしても残余期間に相当する会費は返還されません。

第15条 (会員資格喪失時の措置)

会員は、資格喪失時に当社に対する債務がある場合、会員は直ちに当該債務を精算しなければならないこととします。

第16条(反社会的勢力の排除)

会員は、当社に対し、次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員 (以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと。
- (2) 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう)が 反社会的勢力ではないこと。
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
- (4) 作品の引き渡し及び売買代金の全額の支払いのいずれもが終了するまでの間に、自ら 又は第三者を利用して、この契約に関して次の行為をしないこと。

ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

- イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 2. 会員が、次のいずれかに該当した場合には、当社は、何らの催告を要せずして、会員資格 を抹消することができる。
 - ア 前項第1号又は第2号の確約に反する申告をしたことが判明した場合
 - イ 前項第3号の確約に反し契約をしたことが判明した場合
 - ウ 前項第4号の確約に反した行為をした場合
- 3. 前項の規定により会員資格が抹消された場合には、抹消された者は、当社に対し、抹消により生じた損害を違約金として支払うものとする。
- 4. 第2項の規定により会員資格が抹消された場合には、抹消された者は、抹消により生じる 損害について、その相手方に対し一切の請求を行うことができない。

第17条(個人情報)

会員の個人情報の取り扱いについて当社は別途定める『個人情報の取り扱いについて』に 従うものとします。

第18条 (準拠法)

本規約の解釈にあたっては、日本法が適用されるものとします。

2. 本規約において使用または言及される日付および時間は、日本標準時間を基準とします。

第19条(合意管轄)

本規約に関して当社との間で訴訟の必要が生じた場合は大阪地方裁判所または大阪簡易 裁判所を第一審の東属的合意管轄裁判所とします。